二　法第二条第二項に規定する母子感染者（以下「母子感染者」という。）又は前号に掲げる者（母子感染者である父を介してＢ型肝炎ウイルスに感染した者を除く。）の胎内又は産道においてＢ型肝炎ウイルスに感染した者	二　法第二条第二項に規定する母子感染者（以下「母子感染者」という。）の胎内又は産道においてＢ型肝炎ウイルスに感染した者

附　則

この省令は、公布の日から施行する。